

各 役 員 ・ 地 区 連 盟 会 長 様

一 般 財 団 法 人 千 葉 県 剣 道 連 盟
会 長 忍 足 功

剣 道 五 ・ 四 段 審 査 会 の 開 催 に つ い て

み だ し の こ と に つ い て 、 下 記 に よ り 実 施 致 し ま す 。 各 連 盟 に あ っ て は 会 員 に 周 知 せ ら れ 手 続 き を お 願 い し ま す 。

な お 、 受 審 段 位 に よ り 受 付 時 間 が 異 な り ま す の で ご 注 意 く だ さい 。

記

1 期 日 令 和 5 年 1 2 月 2 3 日 (土) ※ 五 ・ 四 段 の 開 始 式 終 了 後 の 受 付 は い た し ま せ ん 。

【 五 段 】 午 前 8 時 5 0 分 ～ 9 時 1 0 分 受 付 (時 間 厳 守) 9 時 3 0 分 開 始 予 定

【 四 段 】 午 後 1 2 時 3 0 分 ～ 1 2 時 5 0 分 受 付 (原 則) 1 3 時 0 0 分 開 始 予 定

(五 段 審 査 終 了 時 間 に よ り 変 動 有)

2 場 所 千 葉 県 武 道 館
千 葉 市 稲 毛 区 天 台 町 3 2 3 当 日 連 絡 先 0 7 0 - 1 3 4 5 - 8 4 8 3

3 受 審 資 格

(1) 前 段 取 得

ア 四 段 は 令 和 2 年 1 2 月 3 1 日 以 前 に 三 段 を 取 得 し た 者

イ 五 段 は 令 和 元 年 1 2 月 3 1 日 以 前 に 四 段 を 取 得 し た 者

(2) 年 齢 基 準 は 審 査 当 日 と す る 。

4 申 込

(1) 申 込 期 日

令 和 5 年 1 2 月 8 日 (金) 午 前 中 必 着

(2) 申 込 先

〒 2 6 3 - 0 0 2 4 千 葉 市 稲 毛 区 穴 川 2 - 3 - 2 0

一 般 財 団 法 人 千 葉 県 剣 道 連 盟

(3) 様 式

各 地 区 剣 連 一 括 所 定 の 申 込 書 に よ る こ と 。

5 審 査 料

県 剣 連 納 入 分 四 段 8 , 0 0 0 円 五 段 1 0 , 0 0 0 円 (申 込 と 同 時 に 納 入)

6 審査科目

(1) 実技(面マスク 又は シールド のいずれかを着用してください)

(2) 日本剣道形(四・五段共太刀7本、小太刀3本)

(3) 学科 (実技合格者のみ提出)

下記学科問題(各段位3問)の解答を指定の解答用紙にボールペン(黒)で記し
指定のサイズ(長3 縦235mm×横120の封筒に三つ折で入れて審査会場に
持参のこと。

ア. それぞれ1行目に番号と問題を書き、次の行から解答を記入のこと。

イ. 受付にて受審番号を確認後、解答用紙に記入のこと。

ウ. 封筒にも受審番号と氏名をボールペンで記入のこと。

★ 学科特例措置 五段受審者 (実技合格者のみ提出)

社会体育指導員剣道初級の認定を受けた者は、当該認定をもって学科合格に
替えるものとするので、認定証のコピーを提出(上記指定の封筒に入れウ. に従う)
すること。

7 その他

(1) 申込書に段位別の通し番号を付けること。

(2) 前段を旧姓で登録した者は、()で旧姓を記入すること。

(3) 審査料については、**申込みと同時に納入し、以後返金はしない。**

(4) 越境受審は認めませんので受付の際特に注意のこと。

(5) 実技合格者で剣道形の受審をしない、または学科の提出の出来ない場合は
実技合格は取り消しになり最初からの受審になります。

(6) 当日「保険証」を必ずお持ち下さい。

※ 当日、合格者本人による仮登録を行います。つきましては、受審者に予めその旨を知らせ
登録料(五段19,000円 四段 13,000円)と、書類記入のための筆記具(ボールペン)
を準備しておくようにご通知下さい。

< 学 科 問 題 >

～ 千葉県剣道連盟発刊「剣道学科(初段～五段)・審査の問題と解答例」より出題 ～

五段

1 全剣連制定の剣道の理念及び剣道修練の心構えを書きなさい。

2 懸待一致について書きなさい。

3 有構無構ということについて説明しなさい。

四段

1 全剣連制定の剣道の理念及び剣道修練の心構えを書きなさい。

2 剣道指導者としての心得を述べなさい。

3 有効打突について述べなさい。

※ 解答用紙1枚に記入しきれない場合は、同用紙の裏面を使用して下さい。